

第8回 燕市まちづくり基本条例市民検討会議 会議録（要旨）

日 時：平成22年1月9日(土) 午前9時30分～午後0時00分

場 所：燕市吉田公民館 3階 講堂

出席者

市民委員：池田委員、市川委員、宇佐美委員、遠藤委員、長田委員、小原委員、小柳委員、
加藤委員、川瀬委員、小林(由)委員、斎藤委員、下村委員、田邊委員、中村委員、
早川委員、藤森委員、本間委員、安田委員、山田委員、鷺澤委員

(計20名)

(欠席5名 赤羽委員、今井委員、小林(正)委員、清水委員、竹井委員)

職員委員：石村委員、岡田委員、門倉委員、酒井(緑)委員、酒井(善)委員、武田委員、
土田委員、富所委員、原田委員、広瀬委員、細貝委員、松本委員、向井委員

(計13名)

(欠席2名 西海知委員、服部委員)

アドバイザー：新潟大学 馬場 准教授

事務局：企画調整部 南波部長、企画政策課 宮路副主幹、田辺副主幹、杉本副参事、鈴木主任、
藤野主事、宮野主事、地域振興課 五十嵐担当主査

(計8名)

傍聴者：なし

次 第

| | |
|--|---|
| 1. 開会 | 1 |
| 2. ワークショップ | 1 |
| テーマ 検討項目②「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」 の意見の整理 | |
| ①事務局説明 | 1 |
| ②グループワーク | 2 |
| ③グループ発表 | |
| 【1班の発表】 | 3 |
| 【2班の発表】 | 4 |
| 【3班の発表】 | 5 |
| 【4班の発表】 | 5 |
| 【5班の発表】 | 6 |
| ④馬場先生のまとめ | 7 |
| 3. 意見交換 | 8 |
| テーマ (仮称)まちづくり基本条例の要素案 (中間まとめ) | |
| 4. その他 | 8 |
| 5. 閉会 | 9 |

■1 開会

事務局：

皆さん、遅ればせながら明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。定刻となりましたので、ただ今より、第8回燕市まちづくり基本条例市民検討会議を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

はじめに、本日のプログラムについてご説明いたします。本日の資料の次第をご覧ください。

今回の会議では、前半部分で「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務の意見の整理」をテーマに、前回までに各グループで議論していただいた意見を整理した事務局案について意見交換を行います。

また、会議の後半部分では、「(仮称)まちづくり基本条例の要素案(中間まとめ)」をテーマに、中間整理として、これまで検討した3つのテーマから導き出される「(仮称)まちづくり基本条例の要素案」について説明を行い、その後、意見交換を行います。

なお、本日の会議の閉会は、正午を予定しておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、これより次第の2番目のワークショップに移らせていただきます。

■2 ワークショップ

テーマ 検討項目②「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」の意見の整理

【事務局説明】

事務局：

今回のワークショップのテーマは「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務の意見の整理」です。第6回、第7回の会議にわたり、検討項目②についてのワークショップを行ってまいりましたが、たいへん多くのご意見をいただきありがとうございました。

まず、今回のワークショップでは、委員の皆さんから、なかなか条文づくりに進まないことを心配する声が聞かれることから、まちづくりの主体とその役割について、皆さんから挙げられたご意見から、条例素案の骨子のある程度まとめていきたいと考えています。

そこで、各グループで出された意見を事務局でまとめ、個別意見を暫定的に整理させていただきました。それが、開催案内と一緒に事前に送付させていただきました資料2です。

資料2についてご説明させていただきます。

資料2の6ページをご覧ください。ここでは、各グループの模造紙に書かれたまちづくりの各主体についての意見を整理して一覧にしてあります。

意見が非常に多かったので右側の欄に整理後の主な意見と意見数のみを掲載してあります。左側の欄には、皆さんの意見を集約し、8つの主体の名称を掲載してあります。また、事務局で整理した主体の定義案を掲載し、主体ごとに検討課題をそれぞれ設定しました。

今回のワークショップでは、これらの検討課題を委員の皆さん一人ひとりがどのように考えるのか、また、主体の名称や定義案は、各グループの考えに沿ったものとなっているか意見交換を行い、これらの項目をグループごとに修正していただきたいと思います。

それでは、各主体の定義についてご説明いたします。

まず、市民についてですが、「市に関係する人」と整理した意見の中に、納税者、燕市の出身者、市外へ単身赴任者している人などいろいろな意見がありました。こういった方も確かに燕市のまちづくりにご尽力していただいていると考えますが、条例という形式の中に具体的に規定することが非常に難しいということ、また、条例の効力が及ぶ範囲は基本的には地方公共団体の区域内であるということから、市民の定義には今回含めていません。また、模造紙ベースで、すべての主体を市民として括っていたグループもあったことから、団体も市民の定義案に含めました。

次に、地域コミュニティと市民活動団体ですが、主な意見の中に、どちらに区分けされてもおかしくはない主体名が挙げられています。団体がどの立場で関わるのかにより区分けが変わる場合もあると考えていただきたいと思います。

次に、事業者等ですが、営利を目的とする企業などのほか、商工会議所や農協など非営利法人についての意見も多数あったことから、このような定義案としました。

次に、学校等ですが、主体の名称でもっと良い表現があるのかもしれませんが、他の先進自治体の条例であまり規定されていない主体で、参考となる条例が見つかりませんでした。学校という意見が多かったのでPTAや教育委員会を含むという意味で学校等とさせていただきました。

市議会は、ご覧のとおりですが、市役所は条例には一般的に市と規定されることから、名称を市としてあります。

最後に、保護司や警察関係などの意見がありました。国・県の機関については市の条例で定めることはできませんが、市の役割の部分として、国・県の機関と連携協力していくという役割が出されておりますので、そういった意味からこのまま資料に掲載しています。

次に、資料の1ページをご覧ください。1ページから5ページまでは、各グループの模造紙に書かれた各主体の役割についての意見を主体ごとに整理して取捨選択することなく、そのまま一覧にしてあります。◎印が付いているものは、各グループでピックアップしていただいた大事にしたい意見です。次に、一覧にしたものについて、要点ごとに整理したものが、「カテゴリ」という部分です。さらに、条例の構成を考え、条例に規定するとしたらどのような表現となるのかということで、箇条書き程度に表現を変更したものが「事務局で整理した役割（案）」という部分です。この表現はあくまで事務局の案であり、今回のワークショップでは、各グループとして大事にしたい意見が反映されていないものがあるか意見交換を行い、この「事務局で整理した役割（案）」という項目をグループごとに修正していただきたいと思います。

今回、皆さんから修正を行っていただいたご意見は、このまま条例の骨子になると考えていただきたいと思います。ただし、条例素案に規定する際には、より分かりやすい表現になりますが、今回の議論をもとに条文という形で整理していきたいと思います。

それでは、これよりグループワークに移らせていただきます。

【グループワーク】

事務局：

ここで、私の方から今回のワークショップの進め方についてご説明いたします。本日配布しました資料2-1をご覧ください。

今回のワークショップの達成目標は、検討項目②のまとめとして、事務局が整理した「燕市のまちづくりの主体」と「その役割」について意見交換を行い、話し合われた結果をみんなの前で発表し、全体で意見の共有を行うことです。

作業の進め方についてですが、1番目として、事務局が整理した資料2の各主体の定義、検討課題について意見交換を行います。

はじめに各主体の検討課題についてどのように考えるか、一人ひとり意見を出し合ってください。進行係の皆さんは、全員から意見を聞いてみてください。次に各グループで、それぞれの主体の定義がグループの意見と照らし合わせて正しいものとなっているかどうか意見交換を行い、グループとしての意見をまとめてください。皆さんの意見は、記録係の方が模造紙に記録してください。

1番目の作業が終了したグループは、引き続き2番目の作業に移り、事務局が整理した各主体の役割について意見交換を行います。前回の会議で、各主体の役割について大事にしたい意見のピックアップが終了していないグループがあることから、資料2に挙がっている役割について、もっと強く言いたかったもの、挙げてほしくなかったのに挙がっているものなど、グループの意見が反映されていない役割について意見交換を行い、グループとしての意見をまとめてください。

皆さんの意見は、記録係の方が記録してください。

時間が短くて申し訳ありませんが、ここまでの作業を 70 分間行っていただいた後、3 番目に、進行係の皆さんから、各グループの意見交換の内容について発表していただきます。4 番目に、各グループの発表内容について、馬場先生からまとめと講評を行っていただきます。それでは、これからグループ別にワークショップを行ってください。よろしくお願ひします。また、資料 2 についてご不明な点は、各グループにご説明に行きますので、私か馬場先生にお気軽にお声掛けください。

(グループ別に、テーマについてワークショップで意見交換)

【グループ別発表】

事務局：

それでは、これから各グループの意見交換の内容についての発表に移りたいと思います。発表は、グループごとにその場で行っていただきます。

それでは、各グループの進行係の皆さんから発表を行っていただきたいと思います。

【1 班の発表】

まず、8 項目の主体がありますが、こちらについて主体として条例に定めるべきかということについて、話し合いを行いました。

『市民』については、1 班全員が定めた方が良いという意見にまとまりました。また、市民の定義については、「事業活動その他の活動を行う者」というように事業活動について書いてありますが、こちらについては地域コミュニティや市民活動団体、事業所といった主体と同じことを指しているのではないかということで、この定義は不要であり、内容を修正した方が良いということになりました。また、検討課題につながりますが、市民の定義の中に団体は含めない方が良いという結論になりました。新たな市民の定義としては、「市内に住み、又は市内で働き、若しくは活動する人をいいます。」としました。

『地域コミュニティ』についても、全員が定めるべきという意見にまとまりました。また、検討課題の自治会とまち協の役割については、それぞれの役割があると思うので、別々に定めた方が明確になって良いのではないかという意見で、別々に条例に定めた方が良いということになりました。

『市民活動団体』については、こちらも全員が定めるべきという意見にまとまりました。

『事業者等』については、定めるべきという意見が 5 件、定めない方が良いという意見が 1 件ありました。話し合いの中で、班の意見としてはやはり定めた方が良いという意見になりました。

『学校等』については、定めるべきという意見が 1 件、定めない方が良いという意見が 5 件ありました。主体としては定める必要はありませんが、役割としては連携や協力といった部分で規定すれば良いのではないかという意見です。学校等の中に PTA やその他の教育関係団体といったものが挙げられていますが、それらは市民活動団体や地域コミュニティなどに振り分けが可能ではないかといった意見でした。

『市議会』については、定めるべきという意見が 3 件、定めない方が良いという意見が 3 件ありました。条例に主体として定めるべきかどうかという班としての結論が出ませんでした。

『市』については、全員が定めるべきという意見にまとまりました。市という表現は、事務局から条例で規定する上では一般的であると説明がありましたが、市よりは市長等の方が良いのではないかという意見でまとまりました。

『国、県の機関』については、意見を出す段階では主体として条例に規定が必要であるということになったんですが、馬場先生から情報提供をいただきまして、結論としては定めない方が良いという意見でまとまりました。国や県など燕市以外の機関ですから、連携・協力などの役割は条例に規定を備えた方が良いと思いますが、主体としては「学校等」と同様の考え方で、外して

おいた方が良いのではないかという結論に至りました。

続いて各主体の役割の部分ですが、なかなか件数も多く、細かい意見が出ませんでした。資料の1ページ目の市民の役割の中の「主体的に行動」というカテゴリの中に「地区の特性を活かした意見を機会を見て発言する」という項目について、もっと強調したいという意見がありました。また、「市民は、協働の担い手です。」という役割案がありますが、1班としても同意見が挙がっており、こちらでも強調したいという意見がありました。

以上です。

【2班の発表】

『市民』の検討課題として、市民の定義に団体を含めて規定するべきかということについては、含めない方が良いという意見もありましたが、ほとんどが団体も含めるべきという意見でした。市民の範囲については、主体の定義の中で「市内に住み、市内で働き、若しくは学ぶ者～」と続きますが、あくまで燕市に住民票がある方に限定しても良いのではないかと、ただし、それによって一切意見を受け入れないということではなくて、条例に規定する際には市内で働く方等は入れなくても良いのではないかという意見も1件ありました。

『地域コミュニティ』について、検討課題の自治会とまち協の役割を別々に規定するべきかということについては、7人中4対3でほぼ半数に意見が分かれました。はっきりした結論を班として出せなかったため、両論併記の発表とさせていただきます。地域コミュニティということでまとめるのであれば、地域コミュニティの定義になりますし、自治会とまち協を分けるのであれば、それぞれ定義を加えるということです。

『市民活動団体』については、7人中6人が規定するべきという意見でした。

『事業者等』については、7人全員一致の意見で規定するべきという意見でした。

『学校等』については、もともと2班の各主体の意見として挙がっていませんが、検討課題として規定するべきかという部分では、規定するべきという意見が多く挙がりましたが、その後、主体の定義を検討したときに、他の市民活動団体や市の教育委員会等の主体と重なる部分もあったことから、「学校等」は主体から外して良いのではないかという結論になりました。

『市議会』については、7人全員一致の意見で規定するべきという意見でした。「市議会」と「市議会の議員」を分けて規定するべきかという課題については、7人中4対3に意見が分かれました。これも両論併記とさせていただきます。

『市』については、「市」と「市の職員」を分けて規定するべきかということですが、7人中5対2に意見が分かれました。

『国、県の機関』については、1班の意見と同様ですが、連携の対象としてまちづくりの主体とは別に規定した方が良いのではないかということで、主体としては規定する必要はないかという意見です。

それから、各主体の役割と責務についてですが、2班で挙げられた意見を先に確認しており、事務局できちんと整理していただいたので、基本的にはほとんどが整理していただいた内容でよろしいと思いますが、文言の関係だけ修正がありました。資料の1ページ目の市民の「事務局で整理した役割(案)」の中で「市民は、個人の権利を守ります。」の部分が、権利だけでなく義務という文言も入れた方が良くということで、「市民は、個人の義務を果たし、権利を守ります。」と修正しております。2ページ目の自治会の「事務局で整理した役割(案)」の中で「地域の重要な基盤としての役割を担います。」とまとめていただいておりますが、この基盤という言い回しについては検討が必要であるという意見がありました。それ以外は、班の意見のとおりまとめていただいていると思いますが、4ページ目まで意見交換が進んでいるところであり、途中経過の発表ということになりましたが、以上です。

【3 班の発表】

『市民』については、条例に規定する市民の範囲に団体も含めるべきかという検討課題ですが、3 班では、団体についての定義は不要という意見になりました。よって、市民の定義の「若しくは団体」の部分を削除するという意見でまとまりました。

『地域コミュニティ』については、多数が地域コミュニティ 1 本のみの規定で良いのではないかという意見でしたが、自治会とまち協を分けるべきとする意見もありました。

『市民活動団体』については、規定するべきという意見でまとまりました。定義についても、このままで良いという意見です。

『事業者等』については、規定するべきという意見でまとまりました。ただし、定義の中で、「非営利の活動」という部分を削除するか、しないかということで論議になりましたが、結果的には定義の中に非営利の活動を含めるということで意見がまとまりました。

『学校等』については、規定するべきという意見でまとまりました。定義についても、このままで良いという意見です。

『市議会』については、議論的となりましたが、「市議会」については規定するべきという意見でまとまりましたが、「市議会」と「市議会の議員」を分けて規定するべきかという課題については、2 対 2 に意見が分かれましたので、今回は両論併記とさせていただき、今後、具体的にになっていく中で決めていけば良いということでまとまりました。

『市』については、「市」と「市の職員」を分けて規定しなくても良いという意見でしたが、定義の部分で、「市長その他の執行機関」とありますが、「市長その他の行政機関」という文言に変えさせていただきたいという意見でまとまりました。

『国、県の機関』については、条例に規定しないという意見でまとまっております。

続いて 1 ページから 5 ページの各主体の役割の部分ですが、主体の区分で市民の役割の部分で、「市民は、積極的にまちづくりに参画するように努めます。」とありますが、強い意見でなくても良いのではないかということで、「積極的に」という部分を削除するという意見です。続いて、4 ページ目の市議会の役割について、3 班だけの意見ですが、「政策立案・政策提言を積極的に行う」という役割を挙げましたが、話し合った結果、これは当然のことであり、明文化する必要はないのではないかということで、この部分を削除していただきたいということで意見がまとまりました。

以上です。

【4 班の発表】

4 班では、最初の部分では市民と地域コミュニティについて白熱した議論が交わされました。

『市民』については、検討課題の団体は含めなくても良いのではないかということは、皆さん共通していました。市民の定義の「市内で働き」という部分に対しては、「事業所等」という主体にも含まれるので、削除しても良いのではないかという意見もありましたし、この部分で「市内で働き」を除いて「事業所等」だけにすると、事業所に働く個人が燕市のまちづくりに関わりたいというときに制約があるのではないかということもあり、両方の意見がありました。

『地域コミュニティ』については、自治会とまち協の役割は異なるという認識は共通していますが、明文化して表現を別々にした方がお互いにやりやすい部分があるので、別々に規定した方が良いという意見と、地域コミュニティという点では同じだから一緒の表現で良いという意見がありました。

『市民活動団体』については、規定するべきという意見で一致しました。

『事業者等』については、「非営利の活動」という部分が市民活動団体の NPO と重なるのではないかということです。主にボランティア活動をしている NPO もあれば、事業を運営している NPO もあることから、ここで言う「非営利の活動」の部分の NPO は事業等をしている NPO を含めて良いということで理解しました。

『学校等』については、本来の趣旨から言えば、地域コミュニティの中に含まれば良いという意見もありましたが、「学校等」で別枠にしておいた方が、この規定をもとに教育委員会なども動きやすいのではないかとということで、規定するべきという意見でまとまりました。また、主な構成の部分では、保育園であるとか幼稚園、保護者会なども入った方が良いという意見でした。

『市議会』については、規定するべきという意見で一致しました。また、「市議会」と「市議会の議員」は、分けて規定しないということでまとまりました。

『市』については、市長と職員に関して、市長は選挙で選ばれた方ですし、職員とは別なので表現を分けて規定するべきであろうという意見でした。また、市の審議会や委員会の規定についても、この中に含まれると良いのではないかとということで、例えばいろいろな委員会があっても充て職で、同じ方がいくつも委員を兼ねているなどデメリットを生じている部分もあるので、そういった部分も条例の中で触れることができれば良いという意見もありました。

『国、県の機関』については、ここで規定しても国や県がそのとおりにしてくれるわけではないので規定しなくても良いのではないかとという意見になりました。

続いて各主体の役割の部分ですが、大まかな部分で挙げられた意見としては、これはまちづくりの条例であるけれども、基本は人づくりなんだから、人づくりを基本とした内容のまちづくりの条例になれば良いねという意見や市民の役割に関しては、この条例の全文で市民の役割が出てくる形が良いということ、また、表現の中に「〇〇する」という表現がたくさん出てきますが、拘束的な表現や押し付け的な表現は、非常に読む人が引いてしまうので、積極的になれるような表現ということで例えば「〇〇することができる」といった表現の方が良いのではないかとという意見がありました。あとは、地域コミュニティの主体の区分のところ、先程も触れましたが学校等との連携を役割の中に規定できれば良いなということが挙げられました。

以上です。

【5 班の発表】

『地域コミュニティ』については、自治会とまち協の役割をあえて分けるべきかどうかという部分では、結果的には分けずに「地域コミュニティ」という主体で一括りに規定したいということです。分けるとなると、他のコミュニティの主体についても挙げていかなければならないのではないかとという意見です。

『学校等』については、結果的には主体としてあえて規定しなくても良いという意見です。こちらについては、市が連携を図って取り組んでいけば良いのではないかとという意見です。

『市議会』については、「市議会」と「市議会の議員」は、あえて分けて規定しないという意見です。

『市』については、市長という主体を別に設けてはどうかという意見もありました。その後の話し合いの中で、市長を設けることによって市役所であるとか職員であるとか、他の部分についても規定していかなければならないということから、どんどん細分化していくような形になるので、市と市長は一体でこの案のとおりで良いという結論になりました。

そのほか、説明を省略した主体については事務局案のとおりで良いという意見です。

続いて各主体の役割の部分ですが、いろいろと議論が白熱した中で、まだ話し合ったばかりということで具体的には、まだまとまっていないところです。

以上です。

事務局：

各グループの皆さん、たいへんありがとうございました。

時間の少ない中で、議論を急かしてしまった部分もあったと思いますが、それでは、各グループの意見につきまして、馬場先生のまとめと講評ということでご意見を伺いたいと思います。

【馬場先生のまとめ】

馬場先生：

皆さん、明けましておめでとうございます。

今日、議論していただいた中で、まちづくりの主体の役割の部分については、議論があまりできなかったと思います。しかし、役割というのは議論が行ったり戻ったりする話なんです。主体とその役割というのは対応関係がありますので、主体を決めても役割を考える際に、この役割だったら市民なり事業者なりの定義を変えなければならないということも有り得ます。

そこで、今回いろいろな意見が出されましたが、どの意見を採用するのかについては、今後の行ったり戻ったりの議論でどうなるか分からない部分なので、個別の話をするよりも、今回の議論の意味ということをお話ししておきたいと思います。

皆さんが前回の会議でまとめてくださった意見を事務局が案として整理しています。事務局が案として挙げているものに対して、もう一度皆さんに投げかけて、こうするべきだ、こうするべきでないということを皆さんが考えたわけです。

例えば、今回の議論では事業者等という主体を条例で定めるべきだという意見が、どのグループでも多かったと思います。このことについて、この後で条例化するとき、規定しないということになったとすると、事務局は、規定しない理由を明確に説明しなければならないことになるんです。実は、これがワークショップや住民参加をすることの意味なんです。

最初の頃にお話ししたとおり、皆さんが出した意見がそのまま通るかどうかは分かりませんし、そのまま通らないということも十分有り得ます。でも、みんなが多数意見だったにも関わらず、そのまま意見が通らなかったときには、どうして通らなかったのか、通らなかった理由は何かということの説明しなければならないんです。

それから、例えば地域コミュニティというものを考えたときに、各班の意見が必ずしも一致していませんでした。そうすると、最終的にはどちらかの意見を採用しなければなりません。

その場合に、どうしてその意見を採用するのかということ。エイヤーで決めることもあります。こういう論理で、こういう原案にしたいですということを皆さんにお諮りするということが必要になります。そういった意味でも、今回やった議論は重要だろうと思います。

もう一つ重要なことがあります。それは何かと言うと、例えば学校の規定について設けるといふ班と設けないという班がありました。その班の意見に違いがあるかと言えば、もしかしたら質的な違いはないかもしれないということを、皆さん聞いていてお分かりになったのではないかと思います。それは、個々に、主体として特別に規定しなくても、この機能は必要だよ、残しておきたいよねというのは、規定しないと云った班の方々もおっしゃっていました。例えばPTAの機能は市民活動団体に含めようとか、地域コミュニティに含めようとか、例えば学校の機能は市の機能に含めようとか。ある主体を残して形にするという選択肢と、他の主体に含めるという選択肢は、実態的には同じことになる場合も有り得るということです。

今回の議論でまちづくりの主体と同時にその機能として何が必要なのか、更には条例に盛り込むべき定義として燕市にとって必要なのは何かということが少しずつ明らかになったということが今日のポイントだろうと思います。

こういったコメントで、事務局にお返ししたいと思います。

事務局：

馬場先生ありがとうございました。検討途中のグループもあったと思いますが、今回の主体の定義と各主体の役割については、今後の会議でも意見修正等を行っていきたいと考えていますのでよろしくをお願いします。

本来であれば、ここで質疑応答を受け付けさせていただきたいところですが、時間の関係で省略させていただきますのでご了承いただきたいと思います。

■3 意見交換

テーマ (仮称)まちづくり基本条例の要素案 (中間まとめ)

事務局：

本日のスケジュールでは、後半部分で資料3の(仮称)まちづくり基本条例の要素案(中間まとめ)について、ご説明を行う予定でしたが進捗状況によりまして説明する時間がないことから、資料3につきましては、次回以降の会議で検討していきたいと思っておりますので、皆さんからは資料の内容を読んでいただき、まとめ方のおかしいと思われる部分や条例の構成要素や条文の骨子についてご意見等がございましたら、各自でご意見なりを温めておいていただき、次回以降ワークショップを通じてご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

■4 その他

事務局：

引き続きまして、前回お話ししましたとおり、来年度の4月以降の会議の開催予定につきまして、あらかじめ事務局の案をお示しさせていただきました。本日お配りいたしました、「燕市まちづくり基本条例市民検討会議運営スケジュール(案)」という資料をご覧ください。

現段階で把握している市の行事とぶつからない日時や産業カレンダーの休日を設定させていただきましたが、地域の行事と重なっている場合はご容赦いただきたいと思っております。

この資料の下の部分をご覧ください。この運営スケジュールは、事務局で現在想定しているもので、運営に関しては市民検討会議の皆さんのご意見を求めながら進めていく予定です。なお、検討状況によっては、スケジュールが前後する場合や、内容が変更になる場合があります。

条例案を平成22年12月議会と平成23年3月議会に提案した場合に分けてスケジュールを表示してあります。どちらが良いということはありませんが、今後の検討の進捗状況に照らし合わせてスケジュールを管理していきたいと考えます。

なお、今後検討していきますが、今年の12月議会に条例案を市議会に提案する場合は、遅くとも9月、来年の3月議会に条例案を市議会に提案する場合は、遅くとも12月にこの検討会議から市長へ条例素案の提言書を提出していただく必要があります。

また、この表では、最低限必要な条例制定までの手続き等を掲載しています。よって、このほか必要となる手続きも出てくるかもしれませんが、こちらにつきましては皆さんのご意見をお伺いしながら進めていきたいと思っております。

運営スケジュールに関するご意見、ご要望などがありましたら、いつでも事務局までご連絡ください。また、会議の際にお願いしているふりかえりシートにご記入していただいても結構です。本来であれば、ここで今後の会議の開催日時や会場、開催回数などについて、皆さんからご意見をお伺いする予定でしたが、時間の関係で省略させていただきますのでご了承いただきたいと思っております。例えば、別会場での開催希望や夜の時間帯の開催希望などがありましたら、いつでも結構ですご連絡いただきたいと思っております。

続きまして、次回の会議の開催日程につきましてご説明を行わせていただきたいと思っております。本日資料をお配りいたしました「次回会議のお知らせと宿題のお願い」をご覧ください。

次回の開催日ですが、1月後の2月6日(土)午前9時30分から、吉田公民館で開催いたします。

次回の会議では、いよいよ最後の検討項目となる『燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと』について、各グループの意見交換と発表を行います。

具体的には、燕市のまちづくりの基本ルールとして条例に規定すべき要素を、他の自治体の条例の構成要素と比較して確認していきたいと考えています。

つきましては、大変ご面倒をおかけいたしますが、宿題として、第1回会議でお配りした「まちづくり基本条例」や「自治基本条例」の先進事例の内容を全部ではなくても構成要素のみで結構ですので、確認してきていただきたいと思います。

■5 閉会

事務局：

それでは、閉会予定の時間となりましたので、本日の会議を閉会いたします。最後に、お願いがあります。今回も、ふりかえりシートの記入の時間を設けさせていただきたいと思います。ふりかえりシートは、記入の終わられた方から各グループの進行係までご提出いただき、お帰りいただきたいと思います。

それでは、長時間にわたり御協力をいただき、大変有難うございました。お疲れ様でした。